

《会員のみなさまへ 大切なお知らせ》

人間ドック補助金額改定のご案内

あんしん財団では、福利厚生事業（お客様サービス事業）の一環として、会員のみなさまに提供しております『健康管理のための補助金制度』のうち、人間ドック受診に対する補助金額を下記のとおり改定することといたしました。

みなさまにおかれましては、今回の改定につきまして、何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1. 改定の内容

2020年4月1日以降を受診日とする人間ドック補助金について、下表のとおり、現行の加入継続年数区分による補助金額を廃止し、一律ひとり6,000円とします。

【現 行】		→	【改定後】
加入継続年数区分	補助金額（1名につき）		補助金額（1名につき）
0年～10年未満	6,000円まで		加入継続年数に関係なく 一律6,000円まで
10年～20年未満	12,000円まで		
20年以上	20,000円まで		

なお、2020年3月31日までの受診分については、申請が2020年4月1日以降※になっても従来どおり加入継続年数区分による補助金額が適用されます。

※申請の期限は受診日から180日以内です。受診後はお早目の申請をお願いします。
人間ドック補助金の詳細につきましては、ホームページでご覧いただけます。

2. 改定の理由

あんしん財団は、2015年2月16日に一般財団法人に移行し、契約の終期の定めのない共済契約から、1年間の期間を定めた保険契約へ変更しました。

これまで、補助金については、上記のとおり会員のみなさまのご加入年数に応じた額をお支払いしていましたが、本制度を含む福利厚生事業（お客様サービス事業）も保険契約に付随するサービスとして、保険契約と同様に1年単位で収支管理する必要があることから、今回の改定にいたしました。

2018年 10月 1日
一般財団法人 あんしん財団

【お電話によるお問い合わせ先】

一般財団法人 あんしん財団 お客様サービス事業部 補助金2課
☎0120-512-511 音声ガイダンスにしたがい2をお選びください
(受付時間：9：00～17：30／土・日・祝日および年末年始を除く)